

取手市洪水避難地図 〔利根川洪水ハザードマップ〕

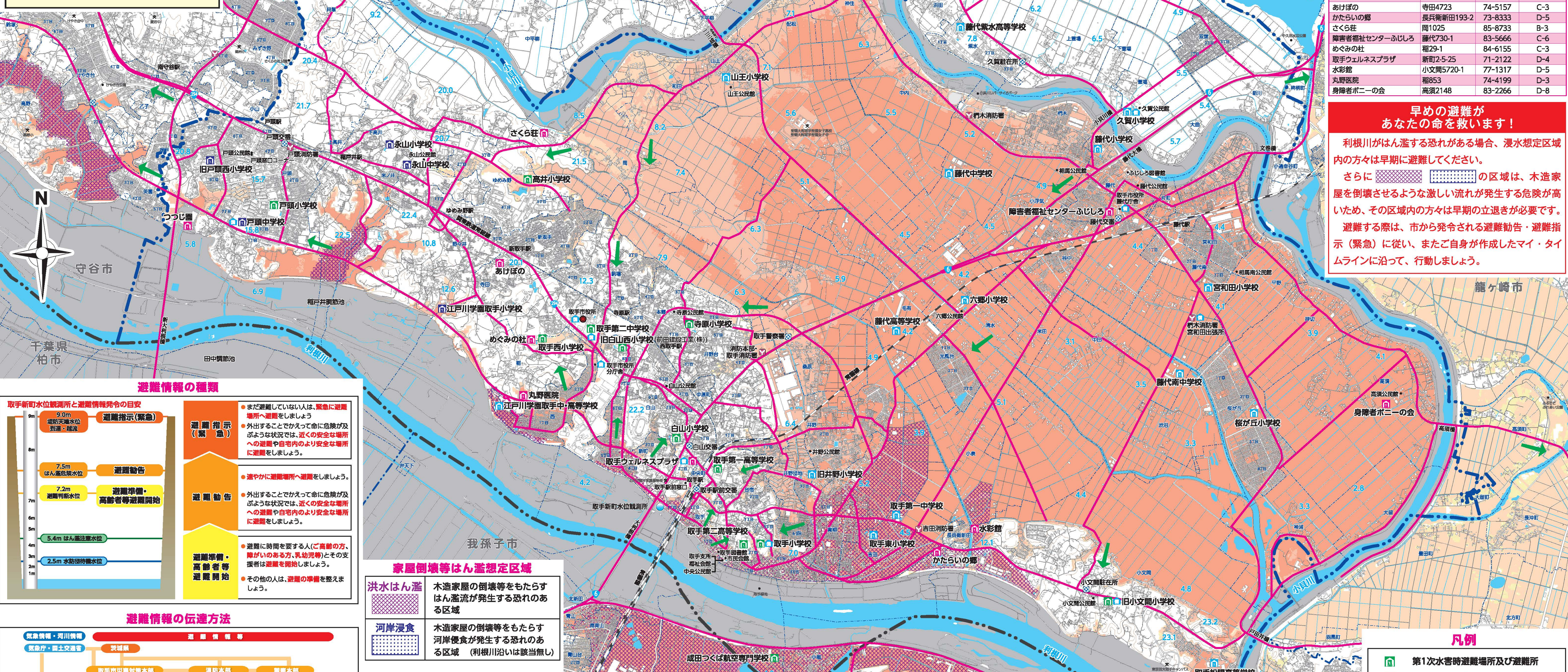
(国土交通省が平成29年に公表したデータをもとに作成しております。)

この地図は、利根川が大雨によってはん濫した場合、住民の皆さんの避難に役立つように作成しました。

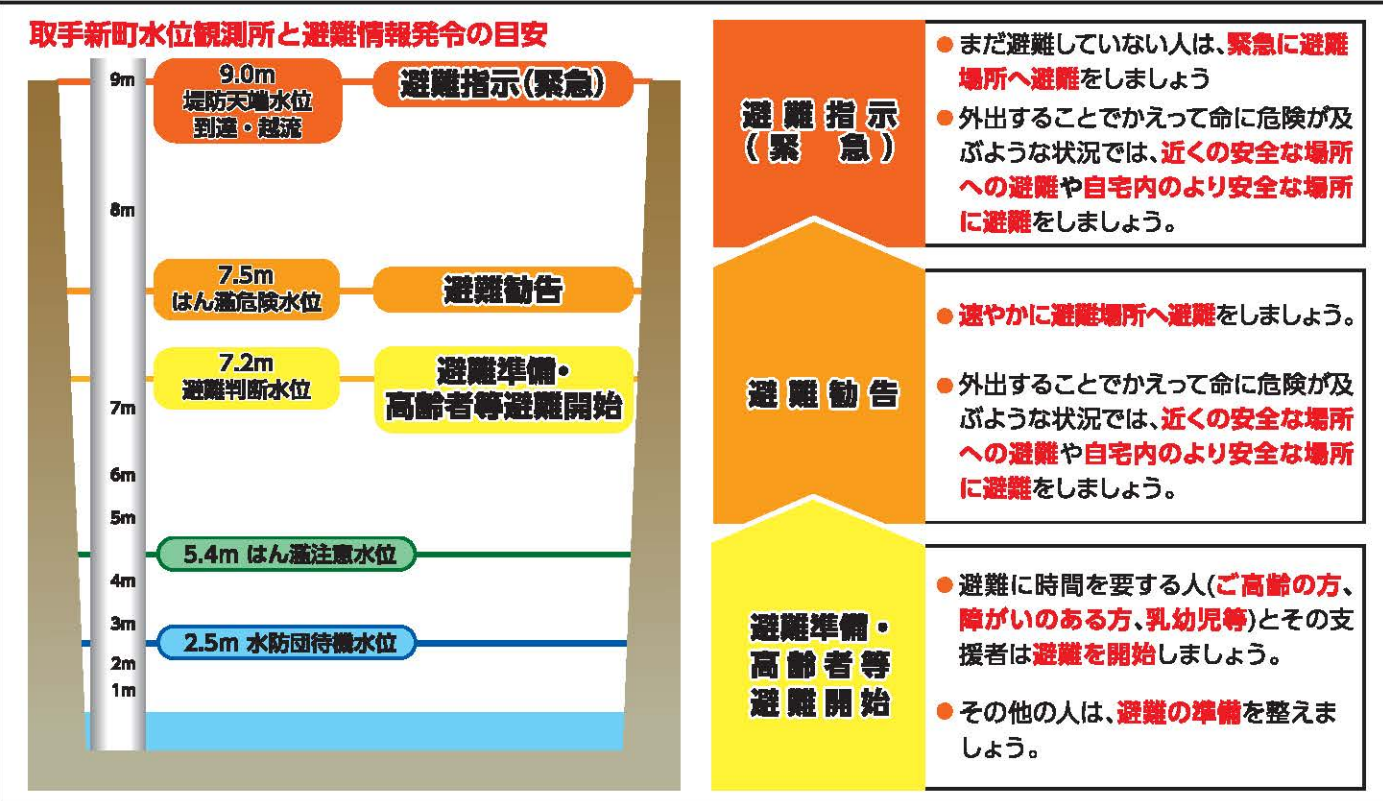
浸水の範囲は、国土交通省が発表した利根川に3日間で491mmの雨が流域(群馬県伊勢崎市八斗島上流)に降った場合を想定しております。

最大規模の雨が流域に降った場合を想定しており、いざという時に備えて、あなたの家から避難場所までの経路などを書き込んでおきましょう。

なお、地図に示した浸水区域以外の場所でも、雨の降り方や土地利用の変化などで浸水することがありますので、注意してください。



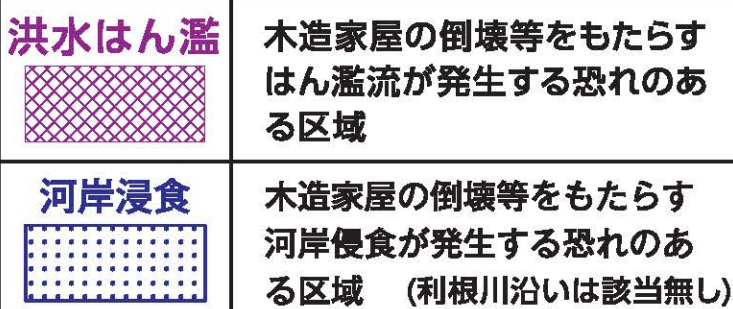
避難情報の種類



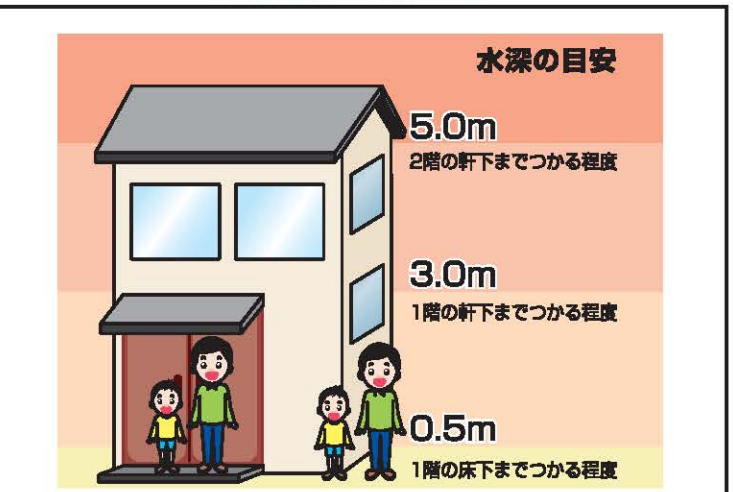
避難情報の伝達方法



家屋倒壊等はん濫想定区域



浸水深の見方



想定される浸水深



災害時の心がけ

- 何よりも人命が第一です
「あぶない」と感じたら、その時点で自主的に避難しましょう。
- 避難する前にもう一度ガスの元栓、電気ブレーカーなども忘れずに止めましょう。
- 動きやすい格好で、2人以上で速やかに避難しましょう
避難勧告などは、危険が迫った時に発表されますので、動きやすい格好で速やかに避難しましょう。
- 水没した道は注意が必要
避難する際には、側溝や水路に十分注意しましょう。また、長い棒などを板代わりにして、安全を確保しながら歩きましょう。
- 避難すると火の元を確保
避難する際には、火の元を確保しましょう。また、火の元を確保しましょう。
- 深さや流れに注意
大人が歩ける深さは、約50cmが目安です。水の流れが速いときは、50cm以下でも歩行するのは危険です。
- みんなで助けあって避難
避難する際には、近所の方を助けて避難しましょう。また、子供や高齢者、障がいのある方などを優先的に避難するようみんなで協力しましょう。

第2次水害時避難場所及び避難所

(注:第1次避難施設の収容能力を超えた場合に開設する場所)

名称	住所	電話番号	地図エリア
永山小学校	下高井2340	78-8221	B-3
旧戸頭西小学校	戸頭8-10-1	74-2141	B-2
永山中学校	下高井2311	78-8004	B-3
戸頭中学校	戸頭7-1-1	78-0380	C-2
江戸川学園取手小学校	野々井1567-3	71-3353	C-3

※閉校施設については取手市役所の電話番号を表記しています。

水害時緊急避難場所

(注:左の第1次、第2次避難場所へ到達できない場合に緊急利用する場所)

名称	住所	電話番号	地図エリア
旧井野小学校	井野田地1-1	74-2141	D-5
取手東小学校	吉田400	73-2351	D-5
取手第一中学校	吉田470	74-2215	D-5
藤代小学校	藤代53	83-3821	B-6
宮和田小学校	藤代南3-11-1	83-1138	C-7
山王小学校	山王380	85-8205	B-4
六郷小学校	清水373-1	82-2041	C-5
久賀小学校	豊満60	82-3358	B-6
桜が丘小学校	桜が丘2-17-1	82-7791	D-7
藤代南中学校	朽木1343	83-0260	C-5
藤代南高等学校	中田880	83-3215	C-7
藤代高等学校	毛有640	82-6283	C-5
藤代東高等学校	紫水1-660	83-6427	B-5
取手松陽高等学校	小文間4770	77-8934	E-7
江戸川学園取手中・高等学校	西1-37-1	74-8771	D-3

※閉校施設については取手市役所の電話番号を表記しています。

福祉避難所

(注:災害時、避難所に避難された住民のなかで、特に支援を必要とする要配慮者のうち、一般の避難所での生活が困難と思われる高齢者、障がいのある方を入所させる場所)

名称	住所	電話番号	地図エリア
つつじ園	戸頭1299-1	78-3211	C-1
あけぼの	寺田4723	74-5157	C-3
かたらいの郷	長兵衛新田193-2	73-8333	D-5
さくら荘	岡1025	85-8733	B-3
障害者福祉センターふじしろ	藤代730-1	83-5666	C-6
めぐみの社	福29-1	84-6155	C-3
取手ウェルネスプラザ	新町2-5-25	71-2122	D-4
水彩館	小文間5720-1	77-1317	D-5
丸野医院	福853	74-4199	D-3
身障者ボニーの会	高須2148	83-2266	D-8

早めの避難が あなたの命を救います！

利根川がはん濫する恐れがある場合、浸水想定区域内の方々は早期に避難してください。

さらに、の区域は、木造家屋を倒壊させるような激しい流れが発生する危険が高いため、その区域内の方々は早期の立退きが必要です。

避難の際は、市から発令される避難勧告・避難指示(緊急)に従い、またご自身が作成したマイ・タイムラインに沿って、行動しましょう。

凡例

- 第1次水害時避難場所及び避難所
- 第2次水害時避難場所及び避難所
- 水害時緊急避難場所
- 福祉避難所
- 防災用品備蓄場所
- 警察署・交番・駐在所
- 消防署
- 避難路
- 避難の方向
- (例)7.5 標高値